

調査概要

建設業者の建設工事受注動向及び公共機関・民間等からの受注工事の詳細を把握

調査時期
毎月

調査対象

- 甲調査：建設工事施工統計調査において完工高が1億円以上の業者から抽出した約12,000業者
- 乙調査：大手49業者（甲調査の対象にも含まれる）

調査方法：郵送・オンライン（調査経路）

- 甲調査：国土交通省 - 都道府県（- 調査員） - 報告者
- 乙調査：国土交通省 - 報告者

05

調査概要

- 調査内容
建設業者の建設工事受注動向及び公共機関・民間等からの受注工事の詳細を把握
- 調査時期
毎月
- 調査対象
 - ・甲調査：建設工事施工統計調査において完工高が1億円以上の業者から抽出した約12,000業者
 - ・乙調査：大手49業者（甲調査の対象にも含まれる）
- 調査方法：郵送・オンライン（調査経路）
 - ・甲調査：国土交通省 - 都道府県（- 調査員） - 報告者
 - ・乙調査：国土交通省 - 報告者

利活用用例

- ・政府月例経済報告の基礎資料
- ・建設総合統計（国土交通省）の推計の基礎資料
→GDP算定の基礎資料として活用

1

これまでの経緯

毎月動労統計問題を受けて、令和元年度の常会参・決算委において、国会法第105条に基づき、会計検査院による政府統計への特別検査を行うよう決議。

これを受け、会計検査院が統計を所管する省庁を対象に、令和元年から2年間にわたり、実地・書面両方で検査を実施。

令和3年9月1日に結果が公表された。

検査院の指摘の概要

「建設工事受注動態統計調査」について、国土交通省は、各建設会社等から提出される調査票の集計を行う自治体に対し、以下の様な指示をしていたことが分かった。

→建設会社等が自治体に対し、提出期限が過ぎた過去の月の分の調査票を提出した場合、過去の月の分の受注実績等を、提出された月の受注実績等に足し上げて（過去の月は受注実績なしの扱いにして）国交省に提出すること。

（例：事業者から自治体に8月と併せて6月、7月の調査票が遅れて提出された場合、6月、7月の実績を8月に足し上げて（6月、7月は受注ゼロの扱いにして）自治体から国交省に報告）

このように過去の分も合算して一月分の調査結果とする集計方法では、実態を示すことができないことから、作成される調査結果は精度が低いものになっていると指摘された。

令和元年12月分の集計以降、国交省はこうした指示を改め、過去の月の分の調査票が提出された場合は合算せずそのまま国交省に提出するよう都道府県に対して指示。また、令和3年4月分の集計以降は、過去の月の受注実績を当該月の受注実績に含めずに集計。

06

統計問題を受けた会計検査院の特別検査対応

これまでの経緯

- ・毎月動労統計問題を受けて、令和元年度の常会参・決算委において、国会法第105条に基づき、会計検査院による政府統計への特別検査を行うよう決議。
- ・これを受け、会計検査院が統計を所管する省庁を対象に、令和元年から2年間にわたり、実地・書面両方で検査を実施。
- ・令和3年9月1日に結果が公表された。

検査院の指摘の概要

- ・「建設工事受注動態統計調査」について、国土交通省は、各建設会社等から提出される調査票の集計を行う自治体に対し、以下の様な指示をしていたことが分かった。
→建設会社等が自治体に対し、提出期限が過ぎた過去の月の分の調査票を提出した場合、過去の月の分の受注実績等を、提出された月の受注実績等に足し上げて（過去の月は受注実績なしの扱いにして）国交省に提出すること。
（例：事業者から自治体に8月と併せて6月、7月の調査票が遅れて提出された場合、6月、7月の実績を8月に足し上げて（6月、7月は受注ゼロの扱いにして）自治体から国交省に報告）
- ・このように過去の分も合算して一月分の調査結果とする集計方法では、実態を示すことができないことから、作成される調査結果は精度が低いものになっていると指摘された。
- ・令和元年12月分の集計以降、国交省はこうした指示を改め、過去の月の分の調査票が提出された場合は合算せずそのまま国交省に提出するよう都道府県に対して指示。また、令和3年4月分の集計以降は、過去の月の受注実績を当該月の受注実績に含めずに集計。

2

